

国立大学法人東京学芸大学学生納付金規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成22年2月9日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲山恭彦

平成22年規則第2号

国立大学法人東京学芸大学学生納付金規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学学生納付金規則（平成16年規則第32号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学授業料及び寄宿料の請求並びに督促等の取扱要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成22年2月9日

東京学芸大学長

鷲山恭彦

国立大学法人東京学芸大学授業料及び寄宿料の請求並びに督促等の取扱要項の一部を改正する要項

国立大学法人東京学芸大学授業料及び寄宿料の請求並びに督促等の取扱要項（平成16年4月1日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学学生納付金規則の一部改正について

改正理由：学期の名称変更のための学則の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(授業料の収納方法)</p> <p>第3条 授業料の収納は、各年度に係る授業料について、<u>春学期</u>及び<u>秋学期</u>の2期に区分して行うものとし、それぞれの期において収納する額は、年額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>2 前項の授業料は、<u>春学期</u>にあつては4月、<u>秋学期</u>にあつては10月に収納するものとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、学生又は生徒の申出があつたときは、<u>春学期</u>に係る授業料を収納するときに、当該年度の<u>秋学期</u>に係る授業料を併せて収納するものとする。</p> <p>4 入学年度の<u>春学期</u>又は<u>春学期</u>及び<u>秋学期</u>に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があつたときは、入学を許可するときに収納するものとする。</p> <p>(入学の時期が収納の時期後である場合における授業料の額及び収納方法)</p> <p>第4条 特別の事情により、入学の時期が収納の時期後である場合に<u>春学期</u>又は<u>秋学期</u>において収納する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に入学した日の属する月から次の収納の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月に収納するものとする。</p> <p>(復学等の場合における授業料の額及び収納方法)</p> <p>第5条 <u>春学期</u>又は<u>秋学期</u>の中途において復学、編入学、転入学又は再入学(以下「復学等」という。)をした者から<u>春学期</u>又は<u>秋学期</u>において収納する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に復学等の日の属する月から次の収納の時期前までの月数を乗じて得た額とし、復学等の日の属する月に収納するものとする。</p> <p>(学年の途中で卒業等をする場合における授業料の額及び収納方法)</p> <p>第6条 特別の事情により、学年の途中で卒業又は課程を修了する者から収納する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の始めの月に収納するものとする。ただし、卒業又は課程を修了する月が<u>秋学期</u>の収納の時期後であるときは、<u>秋学期</u>の収納の時期後の在学</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(授業料の収納方法)</p> <p>第3条 授業料の収納は、各年度に係る授業料について、<u>前期</u>及び<u>後期</u>の2期に区分して行うものとし、それぞれの期において収納する額は、年額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>2 前項の授業料は、<u>前期</u>にあつては4月、<u>後期</u>にあつては10月に収納するものとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、学生又は生徒の申出があつたときは、<u>前期</u>に係る授業料を収納するときに、当該年度の<u>後期</u>に係る授業料を併せて収納するものとする。</p> <p>4 入学年度の<u>前期</u>又は<u>前期</u>及び<u>後期</u>に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があつたときは、入学を許可するときに収納するものとする。</p> <p>(入学の時期が収納の時期後である場合における授業料の額及び収納方法)</p> <p>第4条 特別の事情により、入学の時期が収納の時期後である場合に<u>前期</u>又は<u>後期</u>において収納する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に入学した日の属する月から次の収納の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月に収納するものとする。</p> <p>(復学等の場合における授業料の額及び収納方法)</p> <p>第5条 <u>前期</u>又は<u>後期</u>の中途において復学、編入学、転入学又は再入学(以下「復学等」という。)をした者から<u>前期</u>又は<u>後期</u>において収納する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に復学等の日の属する月から次の収納の時期前までの月数を乗じて得た額とし、復学等の日の属する月に収納するものとする。</p> <p>(学年の途中で卒業等をする場合における授業料の額及び収納方法)</p> <p>第6条 特別の事情により、学年の途中で卒業又は課程を修了する者から収納する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の始めの月に収納するものとする。ただし、卒業又は課程を修了する月が<u>後期</u>の収納の時期後であるときは、<u>後期</u>の収納の時期後の在学期間</p>

期間に係る授業料は、秋学期の収納の時期に収納するものとする。

(退学の場合における授業料の額)

第7条 秋学期の収納の時期前に退学する者から収納する授業料の額は、授業料の年額の2分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)とする。

(修業年限等を超えて計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められた者に係る授業料及び収納方法の特例)

第8条 第2条第3項の規定により授業料の年額が定められた者が学年の途中で卒業又は課程を修了する場合に収納する授業料の額は、同項の規定により定められた授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の始めの月に収納するものとする。ただし、卒業又は課程を修了する月が秋学期の収納の時期後であるときは、秋学期の収納の時期後の在学期間に係る授業料は、秋学期の収納の時期に収納することができるものとする。

2 [省略]

[省略]

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

に係る授業料は、後期の収納の時期に収納するものとする。

(退学の場合における授業料の額)

第7条 後期の収納の時期前に退学する者から収納する授業料の額は、授業料の年額の2分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)とする。

(修業年限等を超えて計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められた者に係る授業料及び収納方法の特例)

第8条 第2条第3項の規定により授業料の年額が定められた者が学年の途中で卒業又は課程を修了する場合に収納する授業料の額は、同項の規定により定められた授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の始めの月に収納するものとする。ただし、卒業又は課程を修了する月が後期の収納の時期後であるときは、後期の収納の時期後の在学期間に係る授業料は、後期の収納の時期に収納することができるものとする。

2 [省略]

[省略]

国立大学法人東京学芸大学授業料及び寄宿料の請求並びに督促等の取扱要項の一部改正について

改正理由：学期の名称変更のための学則の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正					現 行					
[省略]					[省略]					
別表					別表					
債権名	区分	請求及び督促の方法等	時期	摘要	債権名	区分	請求及び督促の方法等	時期	摘要	
授 業 料 債 権	<u>春学期</u>	学内掲示請求	4月10日	共通掲示板に掲示	授 業 料 債 権	<u>前期</u>	学内掲示請求	4月10日	共通掲示板に掲示	
		学内掲示督促	5月1日	共通掲示板に掲示			学内掲示督促	5月1日	共通掲示板に掲示	
		連帯保証人あて文書督促	6月1日	督促状			連帯保証人あて文書督促	6月1日	督促状	
	<u>秋学期</u>	学内掲示請求	10月11日	共通掲示板に掲示	授 業 料 債 権	<u>後期</u>	学内掲示請求	10月11日	共通掲示板に掲示	
		学内掲示督促	11月1日	共通掲示板に掲示			学内掲示督促	11月1日	共通掲示板に掲示	
		連帯保証人あて文書督促	12月1日	督促状			連帯保証人あて文書督促	12月1日	督促状	
	滞納者	[省略]	[省略]	[省略]	授 業 料 債 権	滞納者	[省略]	[省略]	[省略]	
		[省略]	[省略]	[省略]			[省略]	[省略]	[省略]	
	[省略]					[省略]				
	<p><u>附 則</u> この要項は、平成22年4月1日から施行する。</p>									